

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
(平成二十五年法律第九十五号) (抄)

(設置)

第十五条 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関が国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かななければならない。
- 3 前項の規定は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用する。

(国土強靱化推進会議)

第二十二條の二 本部に、第十六条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、国土強靱化推進会議（次条において「推進会議」という。）を置く。

第二十二條の三 推進会議は、議長及び委員二十人以内で組織する。

- 2 推進会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 推進会議の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進会議の議長及び委員は、再任されることができる。
- 5 推進会議の議長及び委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

国土強靱化推進本部令（令和六年政令第二百七十六号）（抄）

（議長）

第一条 国土強靱化推進会議（以下「推進会議」という。）の議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（推進会議の運営）

第二条 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二項に定めるもののほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

（国土強靱化推進本部の運営）

第三条 この政令に定めるもののほか、国土強靱化推進本部の運営に関し必要な事項は、国土強靱化推進本部長が国土強靱化推進本部に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。